

令和 4 年度

第 3 回小牧市国民健康保険運営協議会

議 事 錄

令和 5 年 2 月 16 日 (木) 午後 2 時から
小牧中部公民館 3 階 学習室

令和4年度第3回小牧市国民健康保険運営協議会議事録

- 1 日時 令和5年2月16日（木）午後2時から
- 2 場所 小牧中部公民館3階 学習室
- 3 出席者 [被保険者代表]
安江里美委員、夫馬照美委員、佐藤章子委員
加藤美智子委員
- [保険医等代表]
竹内友康委員
- [公益代表]
澤木厚司委員、石黒恵三委員、小澤尚司委員、上野智委員
- [市側、事務局職員]
伊藤福祉部長
保険医療課 福光課長、余語（基）係長、太田主事
- 4 欠席者 吉田雄一委員、渡邊暢浩委員、岩田登美子委員
- 5 署名委員 澤木厚司委員、加藤美智子委員
- 6 傍聴者 なし
- 7 議事 [議事録]
[開会 14時00分]

【司 会】 では、定刻となりましたので、ただいまより令和4年度第3回小牧市国民健康保険運営協議会を開催いたします。

なお、本日は保険医等代表の吉田雄一様、渡邊暢浩様、岩田登美子様がご都合により欠席されております。

また、当協議会の傍聴の申出はありませんでしたので、報告いたします。

それでは、次第に従いまして始めさせていただきます。

まず初めに、石黒会長よりご挨拶をお願いいたします。

【会 長】 皆さん、改めまして、こんにちは。

本日はお忙しい中、小牧市国民健康保険運営協議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本日は、次第にありますように、課税限度額の見直しについて、それから出産育児一時金の見直しについての諮問が予定されております。いずれも小牧市国民健康保険財政の根幹に関わる重要な課題であります。皆様のご意見を伺いながら協議を進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。

【司 会】 ありがとうございました。

続きまして、伊藤福祉部長から挨拶申し上げます。

【伊藤部長】 改めまして、皆さん、こんにちは。

本日はご多忙の中、国民健康保険運営協議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

また、委員の皆様には、日頃より本市の医療保健行政などにご理解とご協力いただいておりますこと、重ねて感謝申し上げます。

会長のご挨拶にもございましたように、本日の会議では課税限度額と出産育児一時金の見直しについての諮問を予定しております。これらのいずれも政令の改正に伴うもので、本市においても政令の改正の趣旨に従いまして、政令と同様の見直しを予定しているものでございます。

また、そのほか、国において予定されております軽減判定所得の改正についての報告などを予定しております。

委員の皆様には、それぞれのお立場から忌憚のないご意見をいただくことをお願い申し上げて、会議開催に当たつての挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

【司 会】 続きまして、今回は委員の皆様に課税限度額の見直しについて及び出産育児一時金の見直しについてをご審議いただくため、ただいまから諮問書を伊藤福祉部長から会長にお渡しいたします。

【伊藤部長】 それでは、諮問書を朗読させていただきます。

国民健康保険税の課税限度額等の改正について。

このことについて、国民健康保険法、小牧市国民健康保険運営協議会規則の規定に基づき、貴協議会の意見を求めます。

諮問事項 1. 課税限度額の見直しについて。

令和 4 年度中に国民健康保険税の課税限度額の取扱いに係る地方税法施行令の規定が改正された場合に、課税限度額を改正後の政令どおりに改める。

2. 出産育児一時金の見直しについて。

出産育児一時金の本来分を、現行 40 万 8,000 円から 48 万 8,000 円に改める。

よろしくお願ひいたします。

【司 会】 それでは、本日の議事に移らせていただきたいと思いますが、議事の進行につきましては、小牧市国民健康保険運営協議会規則第 3 条の定めによりまして、石黒会長にお願いいたします。

【会 長】 それでは、議事に入らせていただきます。

以降、着座にて進めさせていただきます。

まず、事務局から本日の委員の出席数の報告をお願いいたします。

【事 務 局】 ただいまの出席委員は 9 名であります。

【会 長】 過半数の委員の方の出席をいただきましたので、本日の協議会は成立了しました。

次に、本日の議事録の署名者を指名いたします。

澤木委員と加藤委員を指名いたしますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、議事に入ります。

先ほどいただきました質問から、まず質問(1)課税限度額の見直しについてを議題といたします。

事務局からの説明を求めます。

【福光課長】 それでは、2. 質問(1)課税限度額の見直しについて説明いたします。

お手元の質問資料1をご覧ください。

1. 国民健康保険税の課税限度額を次のとおりとする。

令和4年度中に国民健康保険税の課税限度額の取扱いに係る地方税法施行令の規定が改正された場合に、課税限度額を改正後の政令どおりに改める。

(1)課税限度額についてです。

国民健康保険税は負担能力に応じた公平なものである必要がありますが、受益との関係において、被保険者の納付意欲に与える影響や事業の円滑な運営を確保する観点から、保険税負担に一定の限度を設けることとしています。

また、地方税法施行令において国の法定課税限度額が定められており、これに基づいて、各市町村では条例により課税限度額を定めることとなっております。

本市では、小牧市国民健康保険税条例により、基礎課税分（医療分）、それから後期高齢者支援金等課税分（支援分）及び介護納付金課税分（介護分）の区分で限度額をそれぞれ定めており、算定した税額が課税限度額を超える場合は、この限度額を課税額として3つの区分の合計額を国民健康保険税額としております。

また、本市におきましては、地方税法施行令の改正による法定課税限度額の引上げと同時に限度額改正を実施してきた経緯があることから、令和4年度の課税限度額は、国が定める法定課税限度額と同額となっております。

こちらの下の表をご覧ください。

左側の法定の欄に記載している額が地方税法施行令で定

めている課税限度額で、令和4年度課税限度額につきましては、医療分が65万円、支援分が20万円、介護分が17万円、合計で102万円となっており、本市におきましても法定の額と同額の課税限度額を設定しているところです。

次ページをお願いします。

次に、(2)令和5年度小牧市国民健康保険税における課税限度額（案）についてですが、令和5年3月改正予定の地方税法施行令により、令和5年度から法定課税限度額が引き上げられる見込みであり、本市においても、次の理由により、課税限度額を法定課税限度額と同額とする改正を検討しています。

なお、市の条例改正は、地方税法施行令の改正後の3月末に行う予定です。

改正理由としましては、アとして、国民健康保険財政の健全化に向け、一般会計からの決算補填等目的による繰入れの解消・削減を図る必要があること、またイとして、法定課税限度額は、相当の高所得者であっても課税限度額までの保険税負担でよい仕組みであることから、課税限度額引き上げにより所得階層間の負担をできるだけ公平にするためであります。

下の表が改正（案）です。

支援分を2万円引き上げ、医療分と介護分は据置きとし、合計で課税限度額を2万円引き上げ104万円とするものです。

(3)改正による影響についてです。

この項目は、いずれも令和4年度課税データに基づき、昨年本協議会でご審議いただきました令和5年度の保険税率等を用いて試算したものです。

①として、国保税（課税額）の増加見込みとしまして、支援分が674万円増額となる見込みです。

②限度額超過世帯数の見込みですが、こちらは今回の改正により金額が増額となる世帯です。全1万8,068世帯のうち301世帯、約1.67%の支援分が増額となる見込みです。

③該当世帯（例）です。

モデル世帯として、3人世帯の場合と1人世帯の場合を挙げております。

3人世帯の場合、限度額に到達する所得は現行の課税限度額では876万円ですが、引上げ後は976万円となる見込みです。また、1人世帯の場合は、限度額に到達する所得は現行の課税限度額では968万円ですが、引上げ後は1,069万円となる見込みです。

以上で説明とさせていただきます。

【会長】 説明が終わりましたので、皆様からのご意見やご質問があればいただきたいと思います。

ご質問、ご意見はございませんでしょうか。

よろしいですか。

(発言なし)

それでは、ご意見がないようでございますので、諮問(1)課税限度額の見直しについてにつきまして、以上で終わります。続きまして諮問の(2)出産育児一時金の見直しについてを議題といたします。

事務局からの説明をお願いいたします。

【福光課長】 それでは、2. 諮問(2)出産育児一時金の見直しについて説明いたします。

お手元の諮問資料2をご覧ください。

1. 出産育児一時金の支給額を次のとおりとする。

出産育児一時金の本来分を40万8,000円から48万8,000円に改める。

(1)出産育児一時金制度の概要についてです。

出産育児一時金は、被保険者が出産したときに、出産に要する経済的負担を軽減するため、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し一定の金額を支給する制度です。

次に、(2)出産育児一時金の見直しについてです。

出産費用の動向を踏まえて、令和5年2月1日に、出産育児一時金の本来分を40万8,000円から48万8,000円に改正する健康保険法施行令等の一部を改正する政令が公布されました。これを受けて、本市国民健康保険においても支給

額を見直すこととするものです。

なお、本来分といいますのが、出産育児一時金の内訳には、本来分と、それから産科医療補償制度掛金分があるためです。

下の表をご覧ください。

平成18年10月以降の本市の出産育児一時金支給額の推移です。

本市では、これまで健康保険法施行令の改正に合わせ、出産育児一時金を改正してきております。

裏面をご覧ください。

(3)本市国民健康保険における出産育児一時金の改正についてです。

今回の法改正の趣旨を踏まえ、本市においても本来分の改正を検討しております。本来分を8万円引き上げることにより、本来分と産科医療補償制度掛金分の合計は、現行42万円から50万円となります。

(4)本市国民健康保険における出産育児一時金支給状況です。

表の各年度の上段は産科医療補償制度に加入していない医療機関、下段が加入している医療機関での出産育児一時金支給対象となった件数です。

直近の令和3年度では、両医療機関合わせて84件の支給がありました。

(5)出産育児一時金を見直した場合の影響です。

令和3年度の出産育児一時金支給件数と同数の支給をした場合、増額となる8万円に支給件数84件を乗じますと672万円となります。

(6)出産育児一時金の支給額に係る条例改正時期です。

出産育児一時金の支給額に係る改正条例案を令和5年3月議会に上程し、施行日は、健康保険法施行令等の一部を改正する政令の施行時期と同じく、令和5年4月1日いたします。

以上で説明とさせていただきます。

【会長】 事務局の説明が終わりました。

皆様からのご質問やご意見があればいただきたいと思います。

ご質問、ご意見はございませんか。

【夫馬委員】 この8万円というのはどこから持ってくるお金なんですか。

【福光課長】 この8万円は、5年度に限っては、そのうちの5,000円は国からお金が来ることになっています。残りの金額の3分の2につきましては、一般会計から繰り出しを受けることになります。ただ、これは削減していかなくてはならない繰出金とは別の、受けてもいい繰出金ですので、増えても国保特会としては問題ありません。

【夫馬委員】 分かりました。ありがとうございます。

【会長】 ほかはいかがでしょうか。

よろしいですかね。

(発言なし)

ご意見もないようですので、皆様、お忙しいと思います。できましたら本日結論を出していきたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしのご意見をいただきましたので、本日諮問のありました課税限度額の見直しについては、国民健康保険税の課税限度額に係る地方税法施行令が改正された場合に、小牧市国民健康保険税の課税限度額を案のとおり改正することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

全員一致でありますので、課税限度額の見直しについては、国民健康保険税の課税限度額に係る地方税法施行令が改正された場合に、小牧市国民健康保険税の課税限度額を改正後の課税限度額に改正することに決定いたしました。

続きまして、出産育児一時金の見直しについては、出産育児一時金の案のとおり改正することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

全員一致でありますので、出産育児一時金の見直しについては、出産育児一時金を案のとおり改正することに決定をいたしました。

なお、本日決定いたしました内容を答申することになりますが、お忙しい方ばかりかと思います。お許しをいただければ、私と澤木副会長が代表をして答申を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。いいですか。

(「異議なし」の声あり)

では、諮問につきましては以上で終わらせていただきます。

続きまして、3の議題(1)軽減判定所得の改正についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

【福光課長】 それでは、3. 議題(1)軽減判定所得基準額の改正について説明いたします。

お手元の説明資料1をご覧ください。

今回、地方税法施行令の改正に伴い、国民健康保険税軽減措置が拡大される見込みです。

1. 改定の内容についてです。

表の網かけのところですが、令和5年度において、低所得者の保険税軽減判定所得の基準が見直しされる見込みであります。7割軽減は変更ありませんが、5割軽減の基準額は、令和4年度におきましては被保険者1人につき加算する額を28万5,000円としていますが、令和5年度は29万円を加算した額に改正されます。2割軽減の基準額は、令和4年度におきましては被保険者1人につき加算する額を52万円としていますが、令和5年度は53万5,000円を加算した額に改正されます。

下にモデルケースとして、給与収入世帯で3人世帯の場合と1人世帯の場合を記載しております。

5割軽減では、令和4年度の軽減が適用となる所得の上限額は、3人世帯で195万円余、1人世帯で126万円余でしたが、令和5年度は、3人世帯で197万円余、1人世帯で

127万円となります。2割軽減では、令和4年度の軽減が適用となる所得の上限額は、3人世帯で296万円、1人世帯で150万円から、令和5年度は、3人世帯で302万円余、1人世帯で151万円余となります。

また、令和4年6月の状況ベースの試算で、5割軽減該当世帯は47世帯、2割軽減該当世帯は67世帯それぞれ増加する見込みです。

この軽減拡大による影響は314万円の税収減と見込んでおります。

2の改正時期ですが、令和5年3月下旬の政令公布、令和5年4月1日からの施行を見込んでおります。

以上で説明とさせていただきます。

【会長】 説明が終わりましたので、皆様からのご質問やご意見をいただきたいと思います。

ご質問やご意見等ございませんでしょうか。

(発言なし)

ご意見もないようありますので、議題(1)の軽減判定所得の改正につきましては以上で終わります。

続きまして、議題の(2)令和4年度の状況についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

【福光課長】 それでは、3. 議題(2)令和4年度の状況について説明いたします。

お手元の説明資料2をご覧ください。

議題(2)令和4年度の状況について。

ア、新型コロナウイルス感染症関係です。

令和2年1月末以降、国内外で感染が拡大している新型コロナウイルス感染症について、国の指針に基づき、傷病手当金とコロナ減免を実施しております。

(ア) 傷病手当金については、国保加入中の被用者のうち、新型コロナウイルス感染症に感染した者等を対象に支給するもので、財源は全額特別調整交付金で賄われます。

下段をご覧ください。

(イ) コロナ減免については、新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った世帯、または主たる生計維持者の事業収入等が3割以上減少することが見込まれる世帯を対象に減免するもので、減免額は年税額に所得等を乗じて計算します。

この減免の対象は、令和4年度分国民健康保険税です。ただし、やむを得ない事情で生じた令和3年度分、例えば退職日が令和4年3月下旬で令和3年度中に賦課が生じなかった場合の令和4年度賦課、令和3年度分などはこの減免の対象となります。

申請期限は、令和5年3月31日です。

コロナ減免の減免額についても県特別調整交付金で賄われます。

申請及び支給の状況ですが、令和4年12月末現在の状況で、傷病手当金は84件で263万円余が支給決定済みです。また、コロナ減免は33件、531万円余が減免決定済みとなっております。

裏面をご覧ください。

現年度分調定・収納状況です。

歳入の根幹である保険税の令和4年12月末時点の状況ですが、令和4年度現年度分の調定額26億281万円余に対し、収納額は17億8,035万円余、収納率は68.40%となりました。

調定額が前年度から1億1,292万円余、4.2%減となった理由は、令和4年度税率改正において資産割税率を廃止したこと、そして被保険者数の著しい減少などによります。

引き続き収納率向上に努めてまいります。

下段をご覧ください。

ウ、特定健診の状況です。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大は収まらないものの、各医療機関で感染対策が普及・浸透していること、ワクチン接種が進んでいることから、特定健診は予定どおり6月1日から2月14日までの期間で実施いたしました。

特定健康診査の受診率向上のため、7月と10月に、人工

知能を活用して被保険者の受診実績から5つの傾向に分類し、それぞれの特性に合った受診勧奨を行いました。

以上で国民健康保険の現況についての説明とさせていただきます。

【会長】 ありがとうございます。

事務局の説明が終わりましたけど、皆様からのご意見やご質問があればお願いしたいと思います。

ございませんでしょうか。

【副会長】 1つよろしいですか。

この傷病手当金というのは、コロナで仕事ができないときに出るということですが、療養期間中というのは、例えば今、7日間の待機中、それも含まれる。

【福光課長】 そうですね。期初の3日間は待機期間ということで計算から除外されますが、残りの日数にその方の平均賃金の三分の2の額を掛けた額が補償されます。コロナ減免ですと生計維持者でないと対象になりませんが、この傷病手当金については、例えばお父さんもかかって息子2人もかかったよというときには、3人ともが支給の対象になってきます。

【副会長】 そうすると、濃厚接触者では駄目なんですね。

【福光課長】 そうです。

【副会長】 ありがとうございます。

【会長】 あとはよろしいですか。

(発言なし)

ご意見もないようですので、3.議題(2)の令和4年度の状況につきましては以上で終わります。

委員の皆様でほかに何かご質問等がありましたらお願ひします。いかがでしょうか。

よろしいですか。

(発言なし)

特にないようでありますので、議事は終了いたします。

4のその他としまして、事務局から報告、連絡事項がありましたらよろしくお願ひいたします。

【福光課長】 本日は、ご審議いただきまして、ありがとうございました。

議事録につきましては、作成次第、御署名をいただきに伺いたいと思いますので、またよろしくお願ひいたします。

今後の予定ですが、来年度は7月頃と11月か12月、それから2月頃の3回、当運営協議会の開催を予定しておりますので、よろしくお願ひいたします。

市内での交通事故が多発しておりますので、お車でお越しの方は、早めのライト点灯等、十分に御注意をお願いいたします。

【会長】 ありがとうございました。

それでは、これをもちまして本日の協議会を終了いたします。委員の皆様にはお忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございました。

〔閉会 14時27分〕

上記のとおり、令和5年2月16日（木）開催の国民健康保険運営協議会の議事の経過及びその結果を明確にするためにこの議事録を作成し、会長及び出席委員2名が署名する。

令和5年 3月15日

会長 石黒三^{三郎}
署名委員 謝不^{不_レ}原^原
署名委員 加藤美智子^{美智子}